

「加湿空気清浄機の購入」に係る調達先の募集について

下記について調達先を募集しますので、受注を希望される場合は見積書等を提出して下さい。

令和 3 年 2 月 24 日

支出負担行為担当官

東北経済産業局総務企画部長 北村 敦司

1. 契約概要

(1) 調達物品の名称及び数量

加湿空気清浄機の購入（詳細は別紙購入等仕様書のとおり）

(2) 納入期限

令和 3 年 3 月 31 日（水曜日）

(3) 納入場所

関東東北産業保安監督部東北支部管理課

（仙台市青葉区本町三丁目 2 番 23 号 仙台第 2 合同庁舎 9 階）

2. 参加資格

オープンカウンターに参加することができる者は、見積書提出期日において、次の各号に定めるすべての事項を満たす者とする。

- (1) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和 38 年 6 月 26 日付け 38 会第 391 号）に基づいた、平成 31・32・33 年度または令和 01・02・03 年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一規格）において「物品の販売」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加地域を「東北」としている者。
- (2) 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第 71 条の規定に該当しない者。
- (4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者。

3. 質問方法及び問い合わせ先

(1) 質問方法

電話または FAX の受付とし、受付時間は次のとおりとする。

9 時 30 分から 12 時まで、13 時 30 分から 16 時 30 分まで（但し、土曜日、日曜日等閉庁日を除く。）

(2) 問い合わせ先

東北経済産業局総務企画部会計課調度係

電 話 022-221-4869

F A X 022-261-7390

4. 見積書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和3年3月2日（火曜日）12時まで

(2) 提出方法

1) 電子調達システムを利用した提出 政府電子調達 (GEPS)

URL : <https://www.geps.go.jp/#>

2) 紙による提出

提出先

〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟4階

東北経済産業局総務企画部会計課調度係

電 話 022-221-4869

3) 提出する書類(電子調達システム及び紙による提出を含む)

ア 見積書

イ 2. (1)に係る競争参加資格証明書の写し。ただし、同一年度内におけるオープンカウンター案件への2回目以降の見積書提出時は不要とする。

4) 見積書に関する注意事項

ア 様式は任意とするが、2. の要件を満たす法人の場合は、会社名、住所、連絡先、代表者の役職及氏名を記載してください。代表者印及び社印の押印は不要です。

イ 見積書の宛名は「支出負担行為担当官 東北経済産業局総務企画部長」とし、日付は提出日とすること。

ウ 消費税額の円未満の端数は切り捨てとすること。

5. 電子調達システムの利用

- ・本件は、電子調達システムを利用した手続により、実施するものとする。
- ・ただし、紙による提出も可とする。

6. その他

- ・調達先の決定方法は、期限内に見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者とする。
- ・結果は落札者に通知するほか、局ホームページにて公表する。
- ・受注した場合の支払いは、後日銀行振り込みとし、当局が請求書を受理してから30日以内とする。
- ・グリーン購入法（国等による環境物等の調達の推進等に関する法律）の対象品目は、同法適合商品であること。
- ・保証期間は、メーカー保証期間または1年間のうち、いずれか遅い日までとする。

購入等仕様書

| 品名 | 仕様等 | 個数 | 単位 | 同等品 |
|---------|--|----|----|-----|
| 加湿空気清浄機 | ○加湿及び空気清浄機能を有すること ○花粉除去機能を有すること ○ウイルス抑制効果を有すること ○適用床面積:40畳程度 【想定機種(メーカー)】 F-VXT90 (パナソニック株) | 4 | 台 | 可 |

1. 納品場所は、関東東北産業保安監督部東北支部とする。
2. 納品日時等については、当支部と協議のうえ、定めるものとする。
3. 本業務の実施に伴い、既存の施設等に損傷を与えた場合は、速やかに復旧すること。
4. 撤去した物品及び作業に伴う発生材については、関係法令に基づき適正に処分すること。